議案第５６号

朝霞市部室設置条例の一部を改正する条例

朝霞市部室設置条例（平成２５年朝霞市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号に次のように加える。

カ　情報システムに関すること。

第２条第２号中ケを削り、コをケとし、サをコとし、シをサとする。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代